

本社は延喜式所載の神社にして、神名帳考證に曰く「久麻加布津阿良加志比古神社在熊來村倭名抄に能登郡熊來、加夫都胃也」と、又日本紀に垂仁天皇額角人名都怒我阿良斯等、按有角者謂胃有角也、阿良加志阿羅斯等也」とあり、然るに社傳には、神龜三年社頭棟杵には正一位熊甲大明神本地藥師如來とあり、且貞應元年立券狀詰衆十人八乙女神人鹽釜浦、一口長前言未書に官使國使公文代等の姓に判形ありと雖も、字形蟲喰判然せず、今熊甲阿良加志比古神社と唱ふるは何つの頃よりか、年代不詳と云へり、神祇志料に、延喜式羽咋郡久麻加布津阿良加志比古神社、今在鹿島郡熊木庄宮前村熊甲宮と云ふ一郷の總社也、尙當社を熊甲宮と云ふに就いては、同書を按ずるに、此地は熊木郷なれば、羽咋と混亂すべからず、熊甲宮の此にあること疑ふべし、熊甲社は任那彦兒彦荒石彦等の諸社と同じく韓人の祖廟なりき、書紀通證に、垂仁天皇世任那人名都怒我阿良斯等泊于越國筥飯浦此所祭恐此人也、古語拾遺に秦韓百濟内附之民此有此祠と記せり、事孰れにするも、當社の熊木村に在るは、往古より嚴然たる事なりとす、明治六年舊七尾縣に於て郷社に列す。

建物は本殿、拜殿、寶庫あり、境内二千百卅六坪、官有地第一種を有し、社内に神木と稱して大杉あり、秋季には當社に於て相撲を行ふ、康治年間よりの舊例によるなりと云ふ。

境内神社 藥師社 加茂社

例祭日 九月二十日

會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月廿九日
指定期月日 告示第二百九十二號
氏子戸數 八百九十七戸
崇敬者員數 未詳

○石川縣能登國鹿島郡能登部村大字能登部下

郷社

能登比咩神社

祭 神 沼名木入比咩命

合 祭

天照大神、處津彥命、猿田彥命、健御名方命、倉稻魂命、天滿天神、素戔鳴命、日本武命、少彥名命

創立年代詳ならずと雖も、崇神天皇の皇女沼名木入比咩命を祀り、延喜式内の舊社也、神名帳考證に今在能登部村按能登比咩者伊弉那美命か、舊事記云素戔鳴尊曰欲罷社國根之堅州國、伊弉諾尊云々とあり、能登誌及社記等に、沼木入比咩命兄大入杵命を誘ひ當國に臨幸ありて能登部郷に座ます故に、往古は能登部妹村、兄村の村名ありて、即兩村の神社を兄宮、妹宮、又は上宮、下宮と稱し、後世能登部下村、上村と稱ふと云ふ、又氣多本宮社記、神祇志料に、今在能登部村双天神と云ふ、蓋三種津姫命を祭る者にして氣多大神の末社也ともあり、而して比咩命を當所に祭れる所以は、始垂仁天皇比咩命に命じて大倭大神を祭らしめ給ひしが、身體瘠せ弱り齋き奉る能はず、皇兄大入杵命に隨ひ當地に下向ありしことにして、其後本國にて機杼の業を興し給ひ、妙衣を製し、天尊に供し、後機杼を海中に投ずるに、忽然一島を生じ、之を能登比咩織島或は織具島と號し、今富木浦にあり、或説には、機杼の業は其初めを能登比咩命也とし、沼名木入比咩命は、其當時能登比咩命の遺業を興し給ふものとせり、而して今支機石八尋石と云ふ社寶有り、皇女親ら機を織り給ふ時、此の石を以て機糸の重みに置き給ふ故に、其名ある由、又機を織り給ふ時、稗粥を以て機絲に塗りて、織成し給ふ事を發明せられしを以て、里人今に此法を傳ふ、故に四月廿一日の祭事には稗粥を造りて是を供する古例ありと、而して比咩命此地に隠れ給ひしかば、御尊體を丘上に葬り、當社を設置して神靈を奉齋す、此れ本社の起原なり、淳名城入比咩命の御墓は神社の西北の山上に在り、石柱に能登比咩宮と刻せり、されば郷民の本社を崇